

第30号議案

神戸市立青少年補導センター設置条例の一部を改正する条例の件

神戸市立青少年補導センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年補導センター設置条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年補導センター設置条例（昭和35年12月条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市立青少年育成センター設置条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行を防止するとともにその健全な育成を図ること及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒（以下単に「不登校児童生徒」という。）の相談及び指導を通じて、不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的として、神戸市立青少年育成センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条中「補導センター」を「センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターに、次条第1号から第4号まで及び第8号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第5号から第8号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
東教育相談所	神戸市東灘区青木4丁目4番1号
ひがし分室	
北教育相談所	神戸市北区南五葉3丁目1番1号
きた分室	
北神教育相談所	神戸市北区有野町有野字惣山3989番地の

ほくしん分室	4
長田教育相談所	神戸市長田区北町1丁目16番地
ながた分室	
北須磨教育相談所	神戸市須磨区竜が台6丁目15番地1
きたすま分室	
垂水教育相談所	神戸市垂水区日向2丁目4番6号
たるみ分室	
西教育相談所	神戸市西区糀台3丁目32番地の1
にし分室	

第3条中「補導センター」を「センター」に改め、同条第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 不登校児童生徒の教育相談に関する事。
- (6) 不登校児童生徒の学習指導及び生活指導に関する事。
- (7) 不登校児童生徒の相談及び指導に関する調査研究に関する事。

第3条に次の1号を加える。

- (8) その他教育委員会が必要と認める事業

第5条の見出しを「(施行細目の委任)」に改め、同条中「この条例」を「センターの開館時間及び休館日その他この条例」に、「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「補導センター」を「センター」に、「、事務職員及びその他の」を「その他」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(利用の承認等)

第4条 センターを利用しようとする者(前条第6号に規定する学習指導又は生活指導を受けようとする者に限る。)は、その在学する学校の校長の同意を得た上で、毎年度、次項及び教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、同項に規定する者が市立学校(神戸市立学校設置条例(昭和39年3月条例第87号)別表第2から別表第4までに規定する学校をいう。)以外の学校に在学する者であるときは、教育委員会規則で定める申請書を、

当該学校を經由して提出することにより行わなければならない。

- 3 前項に規定する学校は、同項に規定する申請書の提出を受けたときは、当該申請書に第1項に規定する者がセンターを利用することについての校長の意見その他教育委員会規則で定める事項を記載した書面を添えて、これらを速やかに教育委員会に送付しなければならない。
- 4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。
 - (1) 第1項に規定する者が不登校児童生徒でないとき。
 - (2) 第1項に規定する者が神戸市内に在住する者でないとき。
 - (3) 前項に規定する書面の送付がないとき。
- 5 教育委員会は、センターの管理運営上支障があると認められるときは、第1項の承認をしないことができる。
- 6 教育委員会は、第1項の承認をしたときは、同項に規定する者に通級証明証を交付するものとする。

(使用料)

第5条 センターの使用料は、無料とする。

(承認の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の承認を受けた者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消すことができる。

- (1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会がその利用を不相当と認めるとき。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立青少年補導センターの名称を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立青少年補導センター設置条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

神戸市立青少年補導センター設置条例

神戸市立青少年育成センター設置条例

(設置)

(設置)

第1条 青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の不良化を防止するとともにその健全な育成を図ることを目的として、神戸市立青少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

第1条 青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行を防止するとともにその健全な育成を図ること及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒（以下単に「不登校児童生徒」という。）の相談及び指導を通じて、不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的として、神戸市立青少年育成センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

センター

第2条 補導センターは、神戸市中央区楠町4丁目2番3号に置く。

2 センターに、次条第1号から第4号まで及び第8号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第5号から第8号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
東教育相談所	神戸市東灘区青木4丁目4番1号
ひがし分室	番1号
北教育相談所	神戸市北区南五葉3丁目1番1号
きた分室	番1号
北神教育相談所	神戸市北区有野町有野字惣山3989番地の4
ほくしん分室	山3989番地の4
長田教育相談所	神戸市長田区北町1丁目16

ながた分室	番地
北須磨教育相談所	神戸市須磨区竜が台6丁目
きたすま分室	15番地1
垂水教育相談所	神戸市垂水区日向2丁目4
たるみ分室	番6号
西教育相談所	神戸市西区糞台3丁目32番
にし分室	地の1

(事業)

第3条 補導センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)～(4) 略

(5) 青少年の余暇善用に関すること。

(6) 青少年のクラブ活動に関すること。

(7) その他教育委員会が必要と認める事業

センター

(5) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。

(6) 不登校児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること。

(7) 不登校児童生徒の相談及び指導に関する調査研究に関すること。

(8) その他教育委員会が必要と認める事業

(利用の承認等)

第4条 センターを利用しようとする者(前条第6号に規定する学習指導又は生活指導を受けようとする者に限る。)は、その在学する学校の校長の同意を得た上で、毎年度、次項及び教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、同項に規定する者が市立学校(神戸市立学校設置条例(昭和39年3月条例第87号)別表第2から別表第4までに規定する学校をいう。)以外の学校に在学する者であるときは、教育委員会規則で定める申請書を、当該学校を経由して提出することにより行わなければならない。

(職員)

第4条 補導センターに，所長，事務職員及びその他の必要な職員を置く。

- 3 前項に規定する学校は，同項に規定する申請書の提出を受けたときは，当該申請書に第1項に規定する者がセンターを利用することについての校長の意見その他教育委員会規則で定める事項を記載した書面を添えて，これらを速やかに教育委員会に送付しなければならない。
 - 4 教育委員会は，次の各号のいずれかに該当するときは，第1項の承認をしてはならない。
 - (1) 第1項に規定する者が不登校児童生徒でないとき。
 - (2) 第1項に規定する者が神戸市内に在住する者でないとき。
 - (3) 前項に規定する書面の送付がないとき。
 - 5 教育委員会は，センターの管理運営上支障があると認められるときは，第1項の承認をしないことができる。
 - 6 教育委員会は，第1項の承認をしたときは，同項に規定する者に通級証明証を交付するものとする。
(使用料)
- 第5条 センターの使用料は，無料とする。
(承認の取消し)
- 第6条 教育委員会は，第4条第1項の承認を受けた者の申出による場合のほか，次の各号のいずれかに該当するときは，同項の承認を取り消すことができる。
 - (1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか，教育委員会がその利用を不相当と認めるとき。

第7条 センター その他

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(施行細目の委任)

第8条 センターの開館時間及び休館日その他この条例
規則で 教育委員会